

【ドイツ】 デジタル経済の進展に対応した競争制限禁止法の第9次改正

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

* 日本の独占禁止法に相当する競争制限禁止法の第9次改正法が、2017年6月8日に公布され、翌9日に施行された。主な内容は、デジタル経済の進展に対応した企業統合規制の要件の変更、違反企業に対する損害賠償請求の容易化（EU指令の国内法化）等である。

1 ドイツの競争制限禁止法と連邦カルテル庁

公正かつ自由な競争を促進するための法律（競争法）として、ドイツには競争制限禁止法¹が存在する。同法は、「第1章 競争制限」、「第2章 カルテル官庁」、「第3章 手続」、「第4章 公共調達契約」、「第5章 第1章から第3章までの適用範囲」、「第6章 経過及び終了規定」から構成される。

連邦における競争制限禁止法の執行機関として、同法第2章（第51条から第53条まで）で規定されているのが、連邦カルテル庁である。カルテル規制を所管するのは連邦経済・エネルギー省であるが、連邦カルテル庁は、独立の連邦上級官庁²である。連邦政府とは所在地を離す方針の下、同法施行の1958年以来ベルリンに設置されていたが、1999年の連邦政府のベルリン移転に伴い、ボンへ移転した。同庁は、345名程度の職員を擁し、カルテル禁止の執行、企業統合規制、市場支配的地位の濫用規制、連邦の公共調達の監査を主な任務としている。³

2 競争制限禁止法の第9次改正

(1) 改正経緯

2013年末に結ばれた第3次メルケル政権の連立協定（CDU/CSUとSPDの連立）に、ドイツ国内及び欧州レベルでの競争法強化が政策目標として記された。その直前の2013年6月には、欧州委員会が、EU競争法に違反する行為で被害を受けた市民及び事業者が損害賠償請求を行うことを支援する提案を行っており、この提案に基づき2014年12月5日に公布されたEU損害賠償請求指令（2014/104/EU）⁴は、加盟国における2年以内の国内法化を義務付けた。

連邦政府による競争制限禁止法改正法案は、2016年10月14日に連邦参議院に、11月7日に連邦議会に提出され、連邦参議院の修正提案（11月16日）の一部を連邦政府案に取り込ん

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年3月9日である。

¹ Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen (GWB) in der Fassung der Bekanntmachung vom 26. Juni 2013 (BGBl. I S. 1750, 3245) <<https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/index.html>> ドイツでは、一般的な競争法である同法を「カルテル法」と呼称し、不当競争防止法（Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb (UWG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 3. März 2010 (BGBl. I S. 254) <https://www.gesetze-im-internet.de/uwg_2004/>）を「競争法」と呼ぶので、注意が必要である。泉水文雄「ドイツにおける競争政策—1998年の第6次改正とその後—」神戸大学 HP <<http://www2.kobe-u.ac.jp/~sensui/sensui01.pdf>>

² 連邦上級官庁とは、連邦最高官庁である連邦省の下位にある連邦の官庁で、連邦全体を管轄する。

³ Bundeskartellamt <http://www.bundeskartellamt.de/DE/UeberUns/Bundeskartellamt/bundeskartellamt_node.html>

⁴ EU競争法の違反に対する加盟国法における損害賠償訴訟を規律する特定の規則に関する指令。“Directive 2014/104/EU of the European Parliament and of the Council of 26 November 2014 on certain rules governing actions for damages under national law for infringements of the competition law provisions of the Member States and of the European Union Text with EEA relevance,” *Official Journal of the European Union*, L349, 5.12.2014, pp.1–19. <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2014.349.01.0001.01.ENG>

だ修正案が、連邦議会で2017年3月9日に可決された。連邦参議院は、両院議員による調整委員会開催の申立てを行わないことを3月31日に決議し、修正案のとおり成立した。第9次競争制限禁止法改正法⁵（以下「第9次改正法」）は、連邦大統領による6月1日の認証を経て、8日に公布され、一部を除き⁶、翌9日に施行された。⁷

(2) 法の構成

第9次改正法は、全8条（Artikel）から成る条項法⁸である。第1条が主要部分で、競争制限禁止法の改正を規定する。第2条から第6条までで、他の5つの関連法規の改正を規定し、第7条で連邦経済・エネルギー省に新法文公示⁹を許可する。第8条は施行日の規定である。

(3) 改正目的とその内容

第9次改正法の主な目的は、①デジタル時代に合致した競争規制を機能させること、②競争法違反に対する個人や私企業による損害賠償請求の容易化（前述のEU指令の国内法化）、③カルテル違反における事業者責任の規定及び権利の承継の際の法的な抜け穴の解消である。¹⁰

①は、インターネットやビッグデータ等に立脚するビジネスモデルが、特定の分野において明らかに集中化傾向を示していることへの対応である。デジタル経済¹¹における市場支配力の濫用を制御し、カルテル禁止の実効性を高めるため、デジタル経済の特性を踏まえて、次の内容等が盛り込まれた。

- ・無償サービスも規制対象の判断材料とすること
- ・創業初期の革新的な企業（いわゆる「スタートアップ」）の市場潜在力を適切に評価し、企業統合規制の監視下に置くため、連邦カルテル庁に承認を求めなければならない取引基準額に関して、従来の売上高規制に、買収価値（4億ユーロ¹²超）等の要件を加えること
- ・デジタルメディアの発展によってメディアの多様性が失われないよう、新聞・出版企業等の編集レベルでの共同作業はカルテル規制の例外とし、かつ、カルテル当局とメディア関連当局（州メディア当局、メディア領域集中調査委員会（KEK）及びデータ保護当局）との協力手続を改善すること

③は、事業者が組織変更や資産移転を行っても過料責任を回避できないようにするものである。統一的に経営されている事業者については、競争法違反を理由とする過料は、指導的地位にある親会社に対しても命じることができるようになる。

⁵ Neuntes Gesetz zur Änderung des Gesetzes gegen Wettbewerbsbeschränkungen vom 01.06.2017 (BGBl. I S.1416)

⁶ EU指令の国内法化の部分は、遑って2016年12月27日施行とされた。

⁷ Deutscher Bundestag, „Neuntes Gesetz zur Änderung des Gesetzes gegen Wettbewerbsbeschränkungen“, *Basisinformationen über den Vorgang*, [ID:18-77250] <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/772/77250.html>>

⁸ 条項法（Artikelgesetz）とは、複数の条（Artikel）から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

⁹ これまでの改正を読み込んで、効力を有する法律の全条文を、連邦法律公報で公示すること。

¹⁰ この項については、主に以下を参照した。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/10207, S.39ff. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/18/102/1810207.pdf>>; Bundesrat „Wettbewerbsbeschränkungen“, *PlenumKOMPAKT*. 31.03.2017. <<http://www.bundesrat.de/DE/plenum/plenum-kompakt/17/956/956-node.html#top-12>>; Bundesregierung, „Digitalisierung der Märkte: Bessere Regeln für Wettbewerber“, 09.06.2017. <<https://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2016/09/2016-09-28-neunte-gwb-novelle.html>>; 田中裕明「ドイツカルテル手続法—第8次改正ドイツ競争制限禁止法（GW B）とドイツ連邦経済エネルギー省第9次改正案の概要—」『公正取引』797号，2017.3，pp.39-40.

¹¹ デジタル経済（電子経済）とは、電子商取引により国境を越え遠隔でサービスの提供等が可能になるような経済一般をいう。実物経済と対置される。

¹² 1ユーロは、約135円（平成30年3月分報告省令レート）。